

クーリング・オフ制度

クーリング・オフ=cooling off 「頭を冷やす」
訪問販売など不意打ち的な勧誘で契約をしてしまった場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる特別な制度です。

クーリング・オフができる条件

- 取引
 - ・ 訪問販売
 - ・ 電話勧誘販売
 - ・ 連鎖販売取引 (マルチ商法)
 - ・ 特定継続的役務提供 (エステ、語学教室など)
 - ・ 業務提供誘引販売取引 (内職商法など)
 - ・ 訪問購入
- ※自動車などクーリング・オフできないものもあります。詳しくは消費生活相談室にご確認ください。
- 訪問販売等の場合は、契約書を受け取った日から8日以内 (マルチ商法や内職商法は20日以内)

クーリング・オフの方法

- 口頭や電話ではなく、ハガキで通知します。
- 証拠が残るように送る前にハガキの両面のコピーをとって保管しておきます。
- 郵便局の窓口で「特定記録郵便」もしくは「簡易書留」で送付します。
- (2022年6月1日よりFAX・メールも可)



〇〇市〇〇区〇〇町
〇〇番〇〇号
株式会社 〇〇〇 御中

契約解除通知

契約日 〇年〇月〇日
商品 (役務名) 〇〇〇
契約金額 〇〇〇 円
販売会社名
株式会社〇〇〇 〇〇営業所

上記契約を解除します
支払った金額を返金して
下さい。

申出日 〇年〇月〇日
(契約者) 氏名 〇〇〇〇
住所 〇〇〇〇

なにかおかしいかも？



釧路市消費生活センター
釧路市消費生活相談室

☎0154-24-3000

相談受付時間 10:00 ~ 15:30
(土日祝日、年末年始を除く)

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所本庁舎2階
※対象は釧路管内にお住まいの方です。

また は

消費者ホットライン

☎188 (いやや)

※全国共通

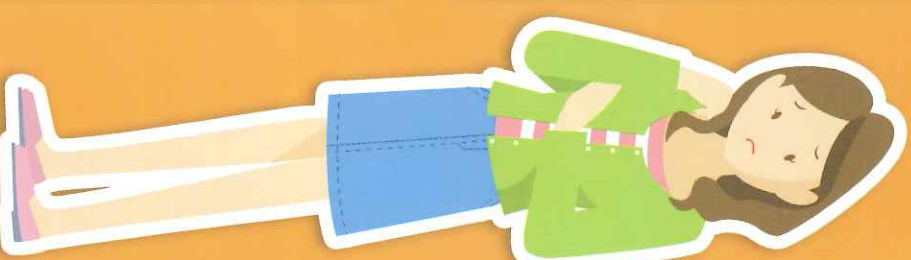
気をつけて！ 意外と身近な 消費者 Trouble

トラブル

被害に遭わないために

署名や押印は急がずに！
契約書は必ずよく読んで
わからないことは消費生活センターへ
相談しましょう。

その場ですぐに決めるなで！
家族や友人、消費生活センターに
相談しましょう。



必要ないと思ったものは、勇気をもって
「いいません」と言いましょう！
商品の勧誘をそれだと告げ、あなたがほっとし
懸念表示をしたかどうかとても大切です！

おいしいものだけ話に
つられないで！
1の世に1つ話はおもいません。

インターネットの ワンクリック請求

届いたメールを開いたり
サイトの「入り口」をクリックしただけで「自動登録」といわれて高額な料金を請求されるものです。



このサイト、
無料じゃ
なかったの?!



●怪しいサイトにはアクセスしない!
●身に覚えがない請求には支払いしない!
「誤操作の方はこちら」(誤会はこちら) などと誘導される
こともありますが、電話番号や個人情報を知られたりする
危険性があるので相手に連絡はしないようにしましょう。

ネット通販や オークションのトラブル

商品が届かない、届いた商
品が不良品だった、解約した
いが相手と連絡がつかないな
どといったトラブルです。



注：通販はクーリング・オフの対象外です

- 相手の人物・業者についての情報をしっかりと把握
しましょう! 【所在地・責任者名・電話番号・申
込内容】
- 表示に不備があれば取引しない!
- 注文前に、返品についての記載を確認する!
- 代金の入金や決済は慎重に!

キャッチセールス

街中で、「アンケートにご協力を」などと呼び止め
て、喫茶店などに連れ込み、高額な商品やサービ
スを契約させます。

今なら
キャンペーン中で
50万円の化粧品が
月々1万円程で
買えちゃうよ!



アンケート
だけだと思って
きたんだけど...
帰りがつらいなあ

- 親しげな雰囲気でもついてはいけません!
- しつこい勧誘は、その場から離れて無視をしましょう!

アポイントメントセールス

「あなたが当選しました!」「権利があります」な
どと電話やメールで誘い出し、営業所や喫茶店など
で物品を売りつける悪質商法です。

今だけ会員に
なれば旅行が格安!
会員には形だけ
英会話の教材を
買ってもらいます。



あれ?
旅行が当たったん
じゃなかったの?
教材なんて
いらないうちに
こまったなあ...

- 安易に連絡に応じないようにしましょう!

マルチ商法

友人や知人を販売組織に勧誘し、商品やサービ
スの契約をさせ、次々に組織の加入者を増やしていく
と儲かるというものです。売れない商品と借金だけ
が手元に残ってしまうという問題のある商法です。

友人を紹介するだけで
紹介料が入るから
自分の支払い分を
取り戻せるよ!



みんなに
断られちゃった...
支払い
どうしよう...

- 周りの人を勧誘せざるを得ない状況になり、友人
を失ってしまうこともあります!

クレジットカードの利用は慎重に

クレジットカードは「借金」と同じです

クレジットカードを使って買い物ができるのは、消
費者が将来約束通りに支払うことを信用したクレジッ
ト会社が、品物の代金を立て替えているからです。

カードを使うことはク
レジット会社から借金
をすること!
自分が支払いできる金
額がよく考えて、慎重
に利用しましょう。



毎月一定額を支払う「リボルビ
ング払い(リボ払い)」は、借金
の全体の額が分かりにくくなり、
返済がなかなか終わらなくなっ
てしまうので要注意!

危険な「名義貸し」! (名前を貸すこと)

「支払いはい自分ができるから迷惑はかけない」といわれ
て名前を貸したが、相手と連絡が取れなくなり借金の
請求が自分にきた、などといったトラブルになります。



名義貸しをした
契約は、名義人
本人に支払いの
義務が生じます。
どんなに親しい
間柄の人でも
「名義」は絶対に
貸さないで!

